

平成27年度

施策評価マネジメントシート(平成26年度の実績評価)

記入年月日

平成 27 年 6 月 8 日

施策No.	政策名	安心と安らぎのある健康福祉社会づくり	主管課	社会福祉課	主管課長名	穂山 壽一
204	施策名	障がい者福祉の充実	関係課	児童福祉課、健康推進課、高齢福祉課、介護保険課		

1. 施策の目的と成果把握

目的	施策の対象	対象指標名	単位	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
					見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
身体的等に障がいを持った市民		①身体障がい者数	人		1,660	1,660	1,660	1,680	1,700	1,720	1,740	1,760
					1,586	1,660	1,714	1,569	1,570	1,637		
		②知的障がい者数	人		328	328	328	333	338	343	348	353
					324	328	331	342	353	362		
③精神障がい者数(自立支援医療受給者を含む)	人		325	325	325	335	345	355	365	375		
			308	325	339	365	386	392				
④障害者総合支援法に基づく支援を活用している障がい者の延べ数	人		3,100	3,100	3,100	3,200	3,300	3,400	3,500	3,600		
			2,878	2,983	3,444	3,951	3,938	4,040				
施策の意図	成果指標名	単位	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
					目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
精神的、身体的、経済的に自立し、積極的に社会参加ができる		①就労している障がい者数(雇用人数・ハローワーク調べ・筑西管内)	人		42	42	42	46	50	54	58	60
					54	61	85	94	93	98		
		②社会参加(他人と交流を持つ事)が出来る障がい者数	人		184	184	184	184	184	184	184	184
					145	185	181	158	180	148		
成果指標設定の考え方	○社会福祉における自立観は、数値把握が比較的容易な①「就労している障がい者数」、②「社会参加ができていない障がい者数」を指標とした。 ○社会参加ができていない障がい者の成果指標は、スポーツ大会等団体活動に参加する身体障害者福祉協会・聴覚障害者協会の登録者数、精神デイクア・作業所に通所している障害者の人数、地域生活支援事業(移動支援事業・日中一時支援事業・自動車運転免許取得助成事業・自動車改造費助成事業等)を利用した障がい者の人数の合計数を指標とした。 ○障害者総合支援法に基づく支援を活用している障がい者の延べ人数											
成果指標の把握方法と算定式等	○就業者数はハローワークで把握、現状では筑西管内の実績しか把握できないため、代替え指標として設定する。今後自治体別の指標を採る。 ○社会参加の状況は、社会福祉協議会に登録する障害者関係団体の会員数等で把握する。											

2. 施策の役割分担と状況変化

役割分担	1)住民(事業所、地域、団体)の役割(住民や地域、行政と協働でやるべきこと) ○企業における障がい者の雇用や地域活動への参加など障がい者が能力を発揮できる場を積極的に設ける。	2)行政の役割(市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと) ○障がい者の雇用促進に資する啓発や社会参加活動を支援する。 ○平成25年4月より施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律(障害者優先調達推進法)」に基づき、調達方針を策定し、障害者就労施設等から物品及び役務の調達を推進する。
	状況変化	3)施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は今後どのように変化するか? ○国の方針として、これまで病院にいた精神疾患の患者を地域で見守りをしていくことになる。 ○精神疾患患者が増えている。 ○社会情勢が障がい者の経済的な自立を阻害する要因になっている。 ○親なきあとの心配、グループホームなど社会資源の心配がある。 ○平成24年10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され社会福祉課窓口へ障害者虐待に関する相談窓口を設置した。

3. 基本事業の目的と指標

基本事業名	対象	意図	成果指標	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
① 社会参加の促進	・身体等に障がいを持った市民 ・事業所、施設	地域社会の一員として地域の中で自立した生活ができる	社会参加(他人と交流を持つ事)が出来ている障がい者数	実績値							
				人	185	181	158	180	148		
② 相談体制の強化	身体等に障がいを持った市民	精神的に安定した生活を送ることができる	相談件数	実績値							
				件	363	416	442	501	599		
③ 福祉サービスの充実	身体等に障がいを持った市民	障がい者が必要なサービスを受けられる	障がい福祉サービスを受けている人数(施設入所者を除く)	実績値							
				人	2,287	2,401	2,643	3,001	3,084		

4. 施策のコストの実績(施策を構成する事務事業シートより積算)

施策のコスト	項目	単位	25年度実績	26年度実績	27年度予算
	①本施策を構成する事務事業の数	件	31	30	31
②施策事業費(一般財源以外)	千円	470,397	498,446	534,421	
③施策事業費(一般財源)	千円	185,990	203,408	205,451	
④施策事業費の計(②+③)	千円	656,387	701,854	739,872	
⑤施策人件費(事務事業の人件費合計)	千円	24,527	25,361	24,621	
⑥計(④+⑤)	千円	680,914	727,215	764,493	

5. 施策に関連する主要事業等

関連する事務事業	区分	事務事業名	摘要
	事務事業		障害者手帳交付事務
事務事業		障害者等相談支援事業	H26貢献度上位、H27優先度上位
事務事業		障害者意識疎通支援事業	H26貢献度上位、H27優先度上位
事務事業		障害者スポーツ大会事業	H27優先度上位
事務事業		障害者相談員事業	H27優先度上位
事務事業		自立支援給付事業	H26貢献度上位

施策番号	204	施策名	障がい者福祉の充実	主管課	社会福祉課
------	-----	-----	-----------	-----	-------

6. 施策の成果水準とその背景・要因

1)①現状の成果水準と時系列比較(現状の水準は以前からみて成果は向上したのか、低下したのか、その要因は?)

実績比較	<input type="checkbox"/> 成果がかなり向上した	<input type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば向上した	<input checked="" type="checkbox"/> 成果がほとんど変わらない(横ばい状態)
	<input type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば低下した	<input type="checkbox"/> 成果がかなり低下した	

背景・要因

- 障がい者総合支援法に基づくサービスを活用している人のうち、就労や自立に向けた訓練等のサービスを利用している障がい者数は、延べ利用者数758人(対前年度比+38人)であり、内訳は自立訓練22人(対前年度比△10人)、就労移行支援111人(対前年度比△31人)、就労継続支援A型24人(対前年度比+12人)、就労継続支援B型601人(対前年度比+67人)となっている。サービスによっては減少している部分もあるが、全体的に就労による生かぎが増え、就労に向けた訓練を行う障がい者が増えていることがうかがえる。
- 就労している障がい者数(雇用人数、筑西管内、ハローワーク調べ)は、26年度は対前年度比5人増の98人となり、25年度は対前年度比1人減であったが、全体的に増加傾向で推移している。
- 社会参加ができていない障がい者数は、障がい者団体の会員数も指標の1つとしているが、年々減少する傾向にある。会員間の交流や情報交換、スポーツ大会参加等が行われているが、様々な情報を簡単に取得できるようになり、若年層で新規に加入する方が少ないことによるものである。
- 基本事業の相談件数、障害福祉サービスを受けている人数(施設入所者を除く)が年々増加していることから、社会参加の機会が増えていると思われる。また、相談件数が年々増えており、障害者やその家族の不安を取り除き、適正な福祉サービスの受給等安定した生活を送ることにつながっていると思われる。

1)②成果目標の達成状況

実績比較	<input type="checkbox"/> 目標値を大きく上回った	<input type="checkbox"/> 目標値のすべてが上回った	<input checked="" type="checkbox"/> 一部の成果指標で目標値を上回った
	<input type="checkbox"/> 目標値どりの成果であった	<input type="checkbox"/> 一部の成果指標で目標値を下回った	<input type="checkbox"/> すべての成果指標で目標値を下回った

背景・要因

- ①就労している障がい者数(雇用人数、筑西管内、ハローワーク調べ)の26年度の目標値54人に対して98人と44人上回っている。25年度実績から5人増加となった。
- ②社会参加(他人と交流を持つ事)が出来ている障がい者数は、26年度目標値184人に対し、148人と対前年度比32人減となった。地域生活支援事業の利用が増えている一方、障がい者団体の会員数が減少していることが、対前年度比減となった要因と思われる。
- 障害者総合支援法に基づく支援を活用している障がい者の延べ数が、26年度4,040人となり、対前年度比102人増加している。そのうち、在宅でサービスを受ける障がい者数は3,084人で対前年度比83人増となっている。法整備により、障がいのある人やその家族の希望に沿い目標を持って障害福祉サービスを受けるに当たり、計画相談支援事業所が計画を立て、そのサービスによる成果が上がっている等を検証するため、定期的にモニタリングを行うこととなったため、適正なサービスを受け社会参加につながっている障がい者数が増えていると思われる。

2)他団体との比較(近隣市町、県・国の平均と比べて成果水準は高いか低いのか、その背景・要因は?)

実績比較	<input type="checkbox"/> 他の自治体よりかなり高い水準である	<input type="checkbox"/> 他の自治体よりどちらかといえば高い水準である	<input checked="" type="checkbox"/> 他の自治体とほぼ同水準である
	<input type="checkbox"/> 他の自治体よりどちらかといえば低い水準である	<input type="checkbox"/> 他の自治体よりかなり低い水準である	

背景・要因

- ハローワークの筑西管内の26年度実績によると、障がい者の新規登録者数が268人(25年度210人)であり、就労につながったケースが98人(身体22人、知的30人、精神41人、その他5人)(25年度93人)で、就職を希望している人が209人(25年度192人)となっている。
- 茨城県全体では、26年度にハローワークへ就労を希望している登録者数は3,442人(25年度3,064人)であり、就労につながっている人数は、1,702人(身体553人、知的377人、精神74人、その他25人)(25年度1,526人)である。

3)住民の期待水準との比較(住民の期待よりも高い水準なのか、同程度なのか、低いのか)、その他の特徴は?

実績比較	<input type="checkbox"/> 市民の期待よりかなり高い水準である	<input type="checkbox"/> 市民の期待よりどちらかといえば高い水準である	<input checked="" type="checkbox"/> 市民の期待とほぼ同水準である
	<input type="checkbox"/> 市民の期待よりどちらかといえば低い水準である	<input type="checkbox"/> 市民の期待よりかなり低い水準である	

背景・特徴

- 総合計画の満足度、優先度調査において、障がい者福祉の充実は、満足度がほぼ平均で、優先度が若干平均より高く、どちらかといえば、優先課題項目に入っている。今後も住民の期待度は高く、現状を維持しつつ、一定の水準で事業を行っていく必要がある。

7. 施策の成果実績に対しての、これまでの主な取り組み(事務事業)の総括

前年度の取組状況と課題	<p>26年度では、「社会参加している障害者」を重点対象に「精神的に安定した生活を送ることができ」ことを意図とするものを重点的に行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務事業貢献度評価結果では、施策の成果向上に貢献した事務事業は、「障害者等相談支援事業」「障害者意思疎通支援事業」「障害者日中一時支援事業」「自立支援給付事業」「自立支援医療給付事業」「障害者手帳交付事務」であった。 「障害者等相談支援事業」は、障害者総合支援法に基づき、障害者及びその家族が抱える受診、受療への援助、心理的、情緒的援助、社会参加に関する援助など様々な相談に応じながら、障害福祉サービスに係る情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助を行うものである。また、障害者虐待防止法に基づき、虐待に対する相談窓口として障害者虐待防止センター窓口を開設している。虐待の通報を受けた後、その対応をし障害者を擁護する。26年度は障害者虐待に関する通報、相談はなかった。その他の一般相談件数は22年度の363件から26年度の599件へと年々増えており、障害者やその家族の不安を取り除き、適正な福祉サービスの受ける等安定した生活を送ることにつながっていると思われる。 「障害者意思疎通支援事業」は、聴覚・言語機能・音声機能・その他の障害のため意思疎通を図ることに支障のある聴覚障害者等に、その他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図り社会生活上の利便性の向上や聴覚障害者等の福祉の向上を図ることを目的とする事業であり、利用実人数も23年度6名(延べ37回)、24年度5名(延べ52回)であったが、26年度には9名(延べ78回)が利用され、この事業の周知により、サービスの利用拡大が図られている。 「障害者日中一時支援事業」は、日中において監視する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業である。26年度の利用は利用者数63人、給付額8,596千円(25年度66人・7,477千円)であった。 「自立支援給付事業」は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、申請・利用のあった障害者(児)の障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付、計画相談支援給付、障害児通所給付費等)について給付する事業である。障がい福祉サービスを受けている人(施設入所者を除く)も年々増えており、障がい福祉サービスを受け社会参加につながっている障がい者数が増えていると思われる。 「自立支援医療給付事業」は、更生医療・育成医療に係る医療費を給付する事業である。更生医療とは、身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対して行われる、更生のために必要な医療(その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるもの)であり、育成医療とは、体に障害のある児童の健全な育成を図るため、当該障害児に対して行われる、生活の能力を得るために必要な医療である。このサービスを利用することにより、経済的な負担の軽減及び障害を除去・軽減する手術等の治療を受けることにより、生活が改善し、社会参加できるようになることが期待できる。 「障害者手帳交付事務」は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法及び茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等に基づき、手帳の交付の申請の受理、手帳の交付、手帳の返還の受理、手帳交付台帳の整備及び記載、氏名の変更及び居住地の移転の届出の受理、手帳の再交付等を行う事務である。障害者手帳は、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものであり、障害者手帳所持者数も年々増加する傾向にある。 その他の事務事業として、 <ul style="list-style-type: none"> 「障害者スポーツ大会事業」は、県主催のゆうあいスポーツ大会(知的障害者)・身体障害者スポーツ大会への参加者を募り、障がい者の社会参加を促進する事業である。ゆうあいスポーツ大会は、ゆうあいビッグアクトシティを契機として関心の高まった障害者スポーツの振興を図るとともに、市民の心身障害者に対する理解と認識を深めることを目的としている。身体障害者スポーツ大会は、身体障害者がスポーツを通じて、機能の回復と体力の維持増強を図り、自立と社会参加を促進するとともに、市民の障害者に対する理解と認識を深め、交流を広めることを目的とする大会である。広報紙等により参加者を募っているが、参加者数は横ばい(55~56名)の状況である。 「地域活動支援センター事業」は、障害者総合支援法に基づき、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進など多様な活動の場を設け、身体、知的、精神障害のある人の地域生活支援を図るための事業である。委託先の社会福祉協議会では、花の栽培・販売に取り組み、受注増による利用者の工賃引き上げの成果につながっている。
-------------	--

8. 今後の課題と方針

区分	今後の課題	今後の方針
施策全体	<ul style="list-style-type: none"> 障害者基本法の理念を踏まえ、障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、どう支援していくか。 経済的に自立し社会参加することにより、生きがいを持った生活を送れるよう、障がい者本人やその家族の主体性を重んじた社会資源を生かしたサービスの提供が必要である。 	<p>障害者総合支援法や桜川市障害者計画及び障害福祉計画に基づき、障がい者の社会参加や自立した生活を営むことができるよう、相談体制の充実や就労の場の確保など適切なサービスの提供を行う。</p>
基本事業	①社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者スポーツ大会開催等の適切な情報提供を行い、社会参加を促していく。 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設で就労する障がい者の経済的な自立を進めるため、自治体が障害者就労施設等から優先的・積極的に物品・サービス等の調達をするための調達方針を作成する。
	②相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 気軽に相談できる場の提供とともに、関係機関との連携体制を構築し、相談者の不安を取り除くよう努める。 障害者総合支援法や桜川市障害者計画及び障害福祉計画に基づき、障がい者の社会参加や自立した生活を営むことができるよう、相談体制の充実や適切なサービスの提供などを行う。
	③福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が地域の中で安心して生活していけるよう、必要な情報の発信や、障がい者が自立した生活を営むために必要かつ適切なサービスの提供を行う。